

# 東京養父市会会則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本会は、会員相互の親睦を図り、あわせて郷土の発展に寄与することを目的とします。

### (名称)

第2条 本会は、「東京養父市会」（以下「本会」という。）と称し、愛称を「やぶらぶ東京」とします。

### (組織)

第3条 本会は、会員をもって組織します。

### (事務局)

第4条 本会の事務局は、会長指定の場所に置くことにします。

### (事業)

#### 第5条

本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 養父市の商品を販売する事業
- (2) 養父市への情報送信事業
- (3) 養父市の情報発信事業
- (4) 交流事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (会員)

第6条 首都圏に居住する養父市出身者又は養父市内通勤若しくは通学の経験者で、本会の趣旨に賛同し、入会手続きをした者をもって会員とします。また、養父市に関心があり、会員の推薦及び本会の趣旨に賛同し、入会手続きした者も会員とします。

2 会員は、次条に定める会費を納入しなければなりません。

3 会員の入会手続きは、入会申込書（別紙1）を事務局長に提出しなければならない。

4 会員の退会手続きは、退会申込書（別紙2）を事務局長に提出しなければならない。なお、納入された会費の返金はありません。

5 会員は改名、転居その他入会申込書記載事項に異動を生じたときは、その旨を事務局長に届け出ることとします。

(除名)

第7条 本会の秩序を著しく乱した会員及び会則に違反した会員については、理事会の決議を経て除名することができる。

(会費)

第8条 会員は、総会により承認された金額を会費として、別途定める期限並びに方法により支払わなければなりません。

2 前項に定める会費は、第20条に定める会計年度の会費として充当します。なお、会計年度の中途において新たに入会した場合であっても、前項の金額を支払わなければなりません。

3 理事会は、総会の承認を得て臨時の会費を徴収することができます。

### 第3章 役員及び顧問

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置きます。

(1) 理事 若干名

① 会長 1名

② 副会長 若干名

③ 事務局長（会計を含む） 1名

④ 事務局次長 1名

(2) 監査人 2名

(役員の仕事並びに選出)

第10条 役員の仕事及び選出方法は次の通りとします。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括します。会長は、理事の互選により選任または解任します。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその仕事を代理します。副会長は、理事の互選により選任または解任します。

(3) 理事は、理事会を構成し、本会の重要な事案の執行について協議するとともに運営に参画します。理事は、総会において会員の中から選任または解任します。

(4) 事務局長は、会長の命を受け、会務（会計を含む）を執行します。事務局長は、理事の互選により選任または解任します。

(5) 事務局次長は、事務局長を補佐し、会務を執行します。事務局次長は、理事の互選により選任または解任します。

(6) 監査人は、会務の執行及び会計を監査します。監査人は、総会において会員の中から選任または解任します。

(顧問)

第11条 本会に、顧問を置くことができます。

2 顧問は、会長が委嘱します。

(幹事)

第12条 本会の事務局に、幹事を置くことができます。

- 2 幹事は、会長が委嘱します。
- 3 幹事は、会長の命を受け、事業を執行します。
- 4 幹事会は、事務局長が招集し会議の議長となります。また、必要に応じて会長又は副会長の参加を求めることができます。

(任期)

第13条 役員、幹事(以下「役員等」という。)の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げません。

- 2 欠員により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とします。
- 3 役員等は、任期終了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行います。

## 第4章 理事会

(理事会)

第14条 理事会は、会長が招集し、会議の議長となります。

- 2 理事会に付議された事案は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって決します。なお、可否同数のときは議長が決します。
- 3 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に、理事として表決に加わることはできません。

## 第5章 総会

(総会)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会とします。

- 2 通常総会は、毎年1回開催します。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催します。

(招集)

第16条 総会は、会長が招集し、会議の議長となります。

(議事)

第17条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決します。

(会則の改正、予算及び決算)

第18条 本会の会則の改正、収支予算及び収支決算は、総会の承認を得なければならない。

## 第6章 会計

(経費支弁)

第19条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てます。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年1月1日からその年の12月31日までとします。

2 会計年度が終了したときは、速やかに決算を行い、監査を受けて総会の承認を受けなければならない。

第7章 雑則

(施行規則)

第21条 この会則の施行に関し必要な事項は、会長が定めます。

附 則

本会会則は、2013年2月19日より施行します。

2013年2月19日：制定

2021年3月1日：第20条改正

## 東京養父市会 入会申込書

申込日 年 月 日

（ふりがな） 氏 名	
住 所	
生 年 月 日	年 月 日
性 別	男 性 ・ 女 性
郵送物送付先住所	（上記住所と同じであれば、記載の必要はありません。）
連絡先電話番号	
電子メールアドレス	@
会からの文書をメールで 受信することについて	メールでの受信を  可とする ・ 不可とする （経費の削減のため、できるだけメールでの受信にご協力ください。）
養父市との縁について （自由欄）	（養父市との縁をご記入ください。）
入会推薦者	（養父市との縁のない方は、入会を推薦する会員の氏名をご記入ください。なお、推薦者の直筆でなくてもよろしいです。）
東京養父市会に係る名簿 について	氏名及び住所の公開を  可とする ・ 不可とする

別紙2 (第6条関係)

## 東京養父市会 退会申込書

申込日 年 月 日

(ふりがな) 氏 名	
住 所	
備 考 欄	